附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表六(二十六)の記載要領第四号⑵の改正規定（「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改める部分に限る。）は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和七年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第四十四号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

財務大臣　加藤　勝信

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「被合併法人」、「合併法人」」及び「「適格合併」」を削り、「第八号まで、第十号」を「第三号まで、第六号から第八号まで」に改め、「「被合併法人、合併法人」及び「「適格合併」」を削る。

別表一の記載要領第四号⑵中「第42条の12の７第10項及び第11項」を「第42条の12の６第６項及び第７項」に改め、同第六号を同第七号とし、同第五号を同第六号とし、同第四号の次に次の一号を加える。

5　「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（(法人税申告書別表六(五の二)「8」＋法人税申告書別表十七(三の六)「4」)と(7)のうち少ない金額）」	(8)の欄は、外国法人が法第12条の２第２項の規定の適用を受ける場合には、「分配時調整外国税相当額の控除額（(法人税申告書別表六(五の二)「8」)と((法人税申告書別表六(六)「別表一の二「4」＋「5」)＋(法人税申告書別表一の二「9の㉙」＋「9の㉖」))×10.3％のうち少ない金額）」

(8)　として記載すること。この場合において、同欄の記載に当たっては、次によること。

」

(1)　法人税法施行規則別表一の二「6」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「法人税申告書別表一の二「4」＋「5」」に含めて計算すること。

(2)　「(法人税申告書別表一の二「4」＋「5」)＋(法人税申告書別表六(六)「9の㉙」＋「9の㉖」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算すること。